薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、薩摩川内市における自然、文化、農村生活等を通して、体験型交流等を促進し、地域の活性化を図るとともに、農林畜産物の消費拡大 を推進して地域産業の振興を図る。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) グリーン・ツーリズムの修学旅行体験学習の推進に関すること
 - ① 体験プログラムの作成、見直し等
 - ② 受入体制づくり
 - ③ 団体・個人客の受入
 - ④ 宣伝・PR活動
 - (2) 体験農家登録制度の周知,普及,推進に関すること
 - (3) 市内農林畜産関係事業者との連絡調整に関すること
 - (4) グリーン・ツーリズムの農家民宿に関すること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか協議会が必要と認めるもの

(会員)

- 第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。
 - (1) 旧薩摩川内市グリーン・ツーリズム研究会の委員
 - (2) 体験農家等登録者
 - ① 専業農家
 - ② 兼業農家
 - ③ 農家に関わりのある家
 - ④ 非農家・その他
 - (3) 会長が必要と認める関係団体または関係者
 - (4) その他会長が必要と認める者

(加入)

第5条 協議会へ加入しようとする者は,体験農家等登録申請シートを提出することにより加入できるものとし,役員会に報告するものとする。

(退会)

第6条 協議会を退会しようとする者は、退会届を提出し、役員会の承認を得 て退会並びに体験農家等登録を抹消することができる。その際、体験農家等 登録時に徴収した会費は返還しない。

(協議会)

第7条 協議会内には、役員会、地域ブロック会議を置く。また、部会と称する農家民宿の会、農林畜産連絡会など(以下、部会という。)を置くことができる。

(役員)

- 第8条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長

1名

(2) 副会長

1名

- (3) 地域ブロック委員 20名以内 (地域ブロック長 各地域1名 計5名)
- (4) 監事

2 名

- 2 会長及び副会長は、協議会において地域ブロック委員の互選とする。
- 3 地域ブロック委員は,各地域会員の互選とし,その内の1名を地域ブロック長として選任する。
- 4 監事は、会長が役員会の同意を得て会員の中から指名し委嘱する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第10条 会長は、協議会を代表し会務を統括し、その議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- 3 各地域ブロック長は、会長及び副会長を補佐するとともに、各地域ブロック会員等との連絡調整、会員の指導に務める。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員会の開催)

- 第11条 会長は、必要に応じて役員会を開催し、会長が議長となり、事業推進等について協議する。また、総会に上程する事項についても審議する。
- 2 役員会には、会長が指名した役員以外の者も出席できるものとし、役員同様の処遇とする。

(地域ブロック会議)

- 第12条 体験学習受入の際のブロック毎に,役員会で決定された方針に基づき,具体的な活動内容等について協議するため,必要に応じて開催する。
- 2 地域ブロック長は、必要に応じ地域ブロック会議を招集する。

(部会)

- 第13条 各部会には部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。
- 2 部会長は、必要に応じて部会を招集することができる。

(総会)

- 第14条 協議会は、毎年1回総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会員が出席して(団体の場合は代表者)開催する。
- 4 総会は、会員の半数以上(委任状の提出を含む)の出席により成立し、 議事は、出席者の過半数によって決する。
- 5 総会では、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 事業計画及び決算に関すること。
 - (2) 事業の推進に係る基本方針に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 6 事業の具現化及び体験学習の推進上の案件については,役員会に一任する こととし,次期総会で報告するものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、当分の間以下に置く。

所在地 薩摩川內市神田町3番22号(薩摩川內市商工観光部観光課内)

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、当分の間、薩摩川内市商工観光部観光課において 処理する。

(会計)

- 第17条 協議会の会計は、事務局で処理する。
- 2 事業(会計)年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

- 第18条 協議会の会費は、体験農家等登録1軒あたり500円とする。
- 2 会費は、体験農家等登録時に納入するものとする。

3 会費は、協議会の運営活動費等に充てるものとする。

(事務局手数料)

- 第19条 事務局手数料は、各体験料の10%以内とする。
- 2 事務局手数料は、事務局が、体験前または体験終了後に体験参加者から体験料を徴収し、その体験料の10%以内を差し引き、残額は各体験受入者に支払うものとする。
- 3 事務局手数料は、事務局経費または運営活動費等に充てるものとする。
- 4 事務局手数料率については,第1項で定められた範囲内において役員会により決定することとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成20年 6月 2日から施行する。
- この規約は、平成20年11月14日から施行する。
- この規約は、平成21年 9月25日から施行する。